

資料編

美唄歯科医師会定款
歴代役員名簿
関連法人、各種役員一覧
在籍時物故者名簿
美唄市市政功労受賞者
歴代会員在籍一覧
現役会員名簿
現役会員紹介
事務職員紹介

定 款

社団法人 美唄歯科医師会

第1章 総 則

第1条 本会は、社団法人 美唄歯科医師会という。

第2条 本会は、美唄市を区域とし日本で歯科医師の免許を受け、本会で承認した者をもって組織する。

② 前項の会員は、北海道歯科医師会及び日本歯科医師会の会員でなければならない。

第3条 本会は、医道の高揚と歯科医学の進歩発達と公衆衛生の普及向上を図り、予防医学の完成に努力し、社会並びに会員の福祉を増進するを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 医師道高揚に関する事柄
- 2 歯科医学、医術の進歩発達に関する事柄
- 3 歯科医事衛生の研究と調査に関する事柄
- 4 歯科医学教育と整備に関する事柄
- 5 公衆衛生の普及と予防医学の研究指導に関する事柄
- 6 歯科医師の研修に関する事柄
- 7 歯科資材の改良研究と検定審査に関する事柄
- 8 会員の福祉並びに健康管理に関する事柄
- 9 社会保険に関する事柄
- 10 その他、本会も目的を達成するに必要な事柄

第5条 本会は、事務所を北海道美唄市字美唄に置く。

第2章 会 員

第6条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 会 員 本会の目的に賛同し入会した個人

(2) 終身会員 日本歯科医師会、北海道歯科医師会の終身会員で総会において推薦されたもの

第7条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に総会において、別に定めた入会金を添えて会長に提出し、本会の承認を受けなければならない。

第8条 会員の有する選挙権及び、表決権については委任及び書面による行使は認めない。

第9条 会員は、総会の決定事項に服する義務を有すると共に総会で定める会費及び負担金を本会に支払う義務を負う。

第10条 本会を退会しようとするときは、その旨を書面で会長に届けなければならない。

② 会員が死亡、又は解散したときは退会したものとみなす。

第11条 会員が、次のいずれかに該当するときは総会において、総会員の4分の3以上の同意によりこれを除名することができる。この場合において予め当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

- 1 歯科医師としての職務をけがした者
- 2 本会の体面をけがした者
- 3 本会の綱紀をみだした者

4 会員たる義務を怠った者

全項により除名したときは、その旨及び理由の概要を主務官庁及び会員へ通知する。

第12条 退会し、又は除名された会員がすでに納入した会費その他の金品は返還しない。

第3章 総 会

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第14条 総会は、会員をもって構成する。

第15条 総会は、この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し重要な事項を議決する。

第16条 通常総会は、毎年1回特別な事由がないかぎり4月に開催する。

② 臨時総会は、次にあげる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 総会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により請求があったとき

③ 民法59条第4号の規定に基づいて監事が招集したとき

第17条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き会長が招集する。

② 会長は、前条第2項第3号の場合には遅滞なく招集しなければならない

③ 総会を招集するには、総会の日時場所及び目的たる事項を記載した書面を、開会の5日前までに会員に送付しなければならない。

第18条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開催する事ができない。

第20条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長に決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 出席会員数

(4) 議 案

(5) 議事の経過の概要及び結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

② 議事録には、議長及び出席会員の中から、その総会において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第4章 役 員

第22条 本会には、次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理 事 4名 (中1名は専務理事とする)

(4) 監 事 2名

会長、副会長は理事とする。

第23条 会長、副会長、理事及び監事は会員の中から総会の決議により選任する。

第24条 専務理事は、理事の中で互選する。

② 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第25条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- ② 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理し又はその職務を代行する。
- ③ 専務理事は、会長の旨を受け会務を掌理し会長及び副会長共に事故あるとき又は、共に欠けたときはその職務を代理しその職務を代行する。
- ④ 理事は、理事会を構成し会務を執行する。
- ⑤ 監事は、民法第59条の職務を行う。

第26条 本会に、顧問及び委員会を置くことができる。

- ② 顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する。顧問は、会長の諮問に応え総会又は理事会に出席して意見をのべることができる。但し表決に加わることは出来ない。
- ③ 委員会の構成及び任務に関しては別に定める。

第27条 役員の任期は3年とする。但し補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

- ② 役員は再任されることができる。
- ③ 役員は、任期満了後において後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。その職務を辞任した場合においても同様とする。

第28条 役員に欠員が生じたときには、第23条の規定により補充することができる。

第29条 役員に、報酬を支払うことができる。

第30条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において出席会員の4分の3以上の同意により解任することができる。

第5章 理 事 会

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

第32条 理事は、この定款に別に定めるもののほか次の事柄を決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること
- (3) 総会の議決を必要としない業務の執行に関すること

第33条 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の2分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第34条 理事会は、会長が招集する。

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第36条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開催する事ができない

第37条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

第38条 第21条の規定は、理事会の議事についても準用する。

この場合において、同条第1項第3号中「出席会員数」とあるのは「出席理事数及びその氏名」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会 費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生ずる収入

(6) その他の収入

第40条 入会金は、別途に積立て設備器具購入並びに会館取得資金に充当する

第41条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第42条 年度末の総収入から総支出を差し引き残余があれば、次年度に繰り越すものとする。

第43条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第44条 資産は、会長が管理しその方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

第45条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し理事会の承認を得たうえ、総会の議決を得なければならない。

第46条 本会の事業報告、決算及び財産目録は会長が作成し、監事の監査を経てその事業年度終了後、特別な理由がない限り1月以内に総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

第47条 定款は、総会において総会員の3分の2以上の同意を得かつ知事の認可を得なければ変更することができない。

第48条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2号の規定により解散する。

② 民法第68条第2項第1号の規定により、総会の議決に基づいて解散する場合は総会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

③ 解散後の残余財産は、総会の議決を経かつ知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

第49条 この定款の、施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

付 則

1. この定款は、北海道知事から許可された日（昭和61年6月4日）から施行する。

第2付則

1. この定款は、北海道知事から許可された日（平成5年2月5日）から施行する。

歴代役員名簿

年度	会 長	副 会 長	専 務 理 事	理 事	監 事	代 議 員
昭和 23年度	高 橋 常 保	北 野 幸 夫 扇 谷 一 貫	今 仲 喜代一	桜 田 田 巳 嶋 田 木 清 佐 々 野 幸 々 木 巳 年 々 木 夫 二 々 木 二 司 々 木 夫 二 司	伊 藤 喬 山 崎 芳 郎	飯 田 右 翼
24年～25年	高 橋 常 保	扇 谷 一 貫 嶋 田 清 司	今 仲 喜代一	北 桜 田 田 巳 嶋 田 木 清 々 木 巳 年 々 木 夫 二 司	山 谷 本 本 芳 信	飯 田 右 翼
26年～27年	北 野 幸 夫	飯 田 右 翼 今 仲 喜代一	桜 田 巳 年二	山 牛 高 橋 常 中 牛 隆 安	扇 谷 一 清 貫 嶋 田 清 司	高 橋 常 保
28年～29年	北 野 幸 夫	今 石 仲 喜 石 原 利 代	桜 田 巳 年二	橋 中 牛 隆 安	扇 谷 一 清 貫 嶋 田 清 司	山 本 俱
30年～31年	北 野 幸 夫	今 石 仲 喜 石 原 利 代	桜 田 巳 年二	橋 中 牛 隆 安	扇 谷 一 清 貫 嶋 田 清 司	高 橋 常 保
32年～33年	北 野 幸 夫	今 石 仲 喜 石 原 利 代	牛 丸 博	橋 富 宝 隆 幸 富 宝 幸 子	扇 谷 一 清 貫 嶋 田 巳 年二	高 橋 常 保
34年～35年	北 野 幸 夫	今 石 仲 喜 石 原 利 代	牛 丸 博	扇 橋 富 角 角 工 前 喜 泰	桜 岡 田 部 巳 岡 田 巳 年二	高 橋 常 保 予 備 飯 田 右 翼
36年～37年	扇 谷 一 貫	牛 橋 丸 本 博 橋 丸 本 隆 市	高 橋 常 美	角 工 前 喜 泰 与 太 角 工 前 喜 泰 延 巖	今 岡 仲 田 喜 代 一 夫	飯 田 右 翼 予 備 牛 丸 博
38年～39年	扇 谷 一 貫	牛 橋 丸 本 博 橋 丸 本 隆 市	雨 田 実	高 工 前 橋 藤 山 常 泰 美 高 工 前 橋 藤 山 常 泰 延 巖	飯 岡 田 田 右 一 翼 夫	牛 丸 博 予 備 飯 田 右 翼
40年～41年	扇 谷 一 貫	牛 橋 丸 本 博 橋 丸 本 隆 市	雨 田 実	高 工 前 橋 藤 山 常 泰 美 高 工 前 橋 藤 山 常 泰 延 巖	扇 岡 田 田 明 一 典 夫	山 崎 芳 郎 予 備 橋 本 隆 市
42年～43年	扇 谷 一 貫	牛 橋 丸 本 博 橋 丸 本 隆 市	雨 田 実	高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 美 高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 延 二	北 扇 野 谷 幸 明 夫 典	山 崎 芳 郎 予 備 橋 本 隆 市
44年～45年	扇 谷 一 貫	牛 橋 丸 本 博 橋 丸 本 隆 市	雨 田 実	高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 美 高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 延 二	北 扇 野 谷 幸 明 夫 典	雨 田 実 予 備 橋 本 隆 市
46年	扇 谷 一 貫	牛 橋 丸 本 博 橋 丸 本 隆 市	雨 田 実	高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 美 高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 延 二	北 扇 野 谷 幸 明 夫 典	雨 田 実 予 備 橋 本 隆 市
47年～48年	雨 田 実	橋 本 隆 市	扇 谷 明 典	高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 美 高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 延 二	北 扇 野 谷 幸 一 夫 貫	橋 本 隆 市 予 備 山 崎 芳 郎
49年～50年	雨 田 実	橋 本 隆 市	扇 谷 明 典	高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 美 高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 延 二	北 扇 野 谷 幸 一 夫 貫	橋 本 隆 市 予 備 山 崎 芳 郎
51年～52年	雨 田 実	橋 本 隆 市	扇 谷 明 典	高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 美 高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 延 二	北 扇 野 谷 幸 一 夫 貫	高 橋 常 美 予 備 山 崎 芳 郎
53年～54年	雨 田 実	橋 本 隆 市	扇 谷 明 典	高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 美 高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 延 二	北 扇 野 谷 幸 一 夫 貫	高 橋 常 美 予 備 宝 崎 錠 二
55年～56年	雨 田 実	橋 本 隆 市	扇 谷 明 典	高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 美 高 工 宝 橋 藤 崎 常 泰 延 二	北 山 野 崎 幸 芳 郎	高 橋 常 美 予 備 宝 崎 錠 二
57年～58年	雨 田 実	高 橋 常 美	扇 谷 明 典	工 宝 小 藤 崎 森 泰 錠 英 二 工 宝 小 藤 崎 森 泰 錠 英 二 世	北 山 野 崎 幸 芳 郎	扇 谷 明 典 予 備 宝 崎 錠 二
59年～60年	雨 田 実	高 橋 常 美	扇 谷 明 典	工 宝 小 藤 崎 森 泰 錠 英 二 工 宝 小 藤 崎 森 泰 錠 英 二 世	北 山 野 崎 幸 芳 郎	扇 谷 明 典 予 備 宝 崎 錠 二
61年～62年	雨 田 実	高 橋 常 美	扇 谷 明 典	工 宝 小 藤 崎 森 泰 錠 英 二 工 宝 小 藤 崎 森 泰 錠 英 二 世	北 山 野 崎 幸 芳 郎	扇 谷 明 典 予 備 宝 崎 錠 二
63年～2 年	雨 田 実	高 橋 常 美	扇 谷 明 典	工 宝 小 藤 崎 森 泰 錠 英 二 工 宝 小 藤 崎 森 泰 錠 英 二 世	北 山 野 崎 幸 芳 郎	扇 谷 明 典 予 備 宝 崎 錠 二
3 年～5 年	雨 田 実	高 橋 常 美	扇 谷 明 典	工 宝 小 藤 崎 森 泰 錠 英 二 工 宝 小 藤 崎 森 泰 錠 英 二 世	北 大 野 坪 幸 義 夫 和	扇 谷 明 典 予 備 宝 崎 錠 二
6 年～8 年	雨 田 実	宝 崎 錠 二	扇 谷 明 典	工 小 大 藤 森 坪 泰 英 義 延 工 小 大 藤 森 坪 泰 英 義 延 世 和	高 宝 橋 崎 常 幸 美 子	扇 谷 明 典 予 備 宝 崎 錠 二
9 年～	宝 崎 錠 二	小 森 英 世	大 坪 義 和	平 孫 吉 隆 泰 治 一 一 範	扇 宝 谷 崎 明 幸 典 子	宝 崎 錠 二 予 備 小 森 英 世

北海道歯科医師国民健康保険組合会議員

昭和33年～昭和37年	高橋常保
昭和38年～昭和49年	扇谷一貫
昭和50年～昭和59年	扇谷明典
昭和60年～	雨田実

北海道歯科医師連盟支部代表者

昭和44年～昭和53年	扇谷一貫
昭和54年～平成5年	工藤泰延
平成6年～平成8年	扇谷明典
平成9年～	宝崎錠二

北海道歯科医師会歯科医師青色申告会全道連合会評議員

昭和47年～平成8年	雨田実
平成9年～	宝崎錠二

美唄市美唄国民健康保険運営協議会委員

昭和31年～昭和35年	北野幸夫
昭和36年～昭和37年	高橋常保
昭和38年～昭和45年	扇谷一貫
昭和46年～昭和58年	橋本隆市
昭和59年～	雨田実

美唄市美唄地域医療協議会委員

昭和53年～平成8年	理事	雨田実
〃	委員	扇谷明典
平成9年～	理事	宝崎錠二
〃	委員	大坪義和

在籍中の物故者名簿

氏 名	物故年月日
桜 田 巳 年 二	昭和38年 1 月30日
岡 田 一 夫	昭和40年 5 月 9 日
高 橋 常 保	昭和43年12月24日
扇 谷 一 貫	昭和54年 1 月22日
江 頭 ミサヲ	昭和55年 1 月21日
飯 田 右 翼	昭和57年 5 月13日
橋 本 隆 市	昭和59年 2 月26日
山 崎 芳 郎	平成 2 年 3 月19日
北 野 幸 夫	平成 4 年 1 月 1 日
工 藤 泰 延	平成 6 年 4 月 1 日

美唄市市政功労章受賞年月日

氏 名	受賞年月日
北 野 幸 夫	昭和49年11月 1 日
扇 谷 一 貫	昭和51年11月 1 日
橋 本 隆 市	昭和57年11月 2 日
高 橋 常 美	昭和58年11月 2 日
雨 田 実	昭和59年11月 1 日
宝 崎 幸 子	平成 5 年11月 1 日
扇 谷 明 典	平成 6 年11月 4 日
宝 崎 錠 二	平成 7 年11月 1 日